

お客様各位

## 在留期間満了に伴うお手続きのお願い

当金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への一環として、在留期間の定めのある外国人のお客さまへの口座開設時に「在留資格」・「在留期間」・「取引目的」の確認を実施しております。

すでに当金庫に口座をお持ちの在留期間の定めのある外国人のお客さまにつきましても、店頭窓口にて在留資格・在留期間を確認させていただきます。

在留資格・在留期間の確認に応じていただけないまま在留期間が到来した場合や、在留資格・在留期間が確認出来る書類の提示に応じていただけない等の場合は、当金庫普通預金規程に基づき、お取引の全部または一部を制限させていただきますので、ご承知置き下さい。

お客さまには、お手数をおかけすることとなりますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

### 1. 在留期間を更新された場合のお手続き

最新の在留期間の確認をしたく、更新された在留カードおよび当金庫の普通預金通帳をご持参のうえ、取引店舗へご来店いただきますようお願いいたします。

また、期限内に更新のお手続きができない場合や期限内にご来店できない場合、取引店舗へご連絡ください。

※ご提示いただきました「在留カード」は、当金庫にて写しを取らせていただきます。

### 2. 在留期間を更新されない場合、又は口座を使用しなくなった場合のお手続き

取引店舗にご来店いただき、在留期間を更新されない旨、又は、口座を使用しない旨をお申し出のうえ、**普通預金口座の解約の手続き**をお願いいたします

※口座を解約される際、最新の在留カード、当金庫の普通預金通帳および当金庫にお届けいただいたご印鑑をご持参ください。

### 3. 住所や電話番号が変更になった場合のお手続き

取引店舗にご来店いただき、各種変更のお手続きをお願いいたします。

※住所変更の手続きの際、最新の在留カード、当金庫の普通預金通帳および当金庫にお届けいただいたご印鑑をご持参ください。

令和7年1月

